

議案第 1 2 6 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には」を削り、「、12 月に支給する場合には」を「」とあるのは「100 分の 165」と、「」に、「100 分の 165」を「100 分の 170」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

任期付職員給料表

級	給料月額（円）
---	---------

1	187,700
2	215,200
3	255,200
4	274,600
5	289,700
6	315,100
7	356,800
8	389,900

第2条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。